

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
翌日)

目 次

◇告 示 健康保険法による保険医療機関の指定

健康保険法による保険医の登録

解除予定の保安林にする旨の通知

”

”

河川区域の廃止

廃川敷地の生成

◇教委告示 定例教育委員会の招集

◇地労委告示 鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閱歴等

告 示

鳥取県告示第三百四十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保

険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十七年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
村 江 医 院	鳥取市津ノ井二七三の二	昭和四十七年四月二十二日
山 榊 内 科 医 院	米子市西福原西原堂	”
森 脇 外 科 医 院	境港市馬場崎町二三九	”
中 河 原 診 療 所	岩美郡国府町中河原七七	”
野 津 医 院	鳥取市卯垣一四〇の二	”
岩美町国民健康保険 岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富 六五二	”
		一日

鳥取県告示第三百四十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十七年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
村尾文規	鳥医第一、六七五号	昭和四十七年四月十日
竹内絢子	一、六七六号	〃

鳥取県告示第三百四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字山川字勝田川頭西平八〇七の一(国有林)、字勝田川頭東平八〇八の一、八〇八の二(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
昭和四十七年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字坂ノ谷国有林(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字沖ノ山国有林(次の図に示す部分に限る。)

二(一) 保安林として指定された目的

水源のかん養

三(一) 解除の理由

林道敷地とするため

二(二) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字河本字ワサビ谷国有林、字堂ノ平八一二、字松谷八二三、大字尾際字川奥国有林(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)

(一) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(二) 解除の理由

林道敷地とするため

(三) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字春米字氷ノ仙国有林(次の図に示す部分に限る。)

(一) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(二) 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び関係町村に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四十六号

千代川水系に係る一級河川旧袋川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十七年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(図面省略)

鳥取県告示第三百四十七号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十七年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 河川 of 名称

千代川水系に係る一級河川旧袋川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十七年五月二日

三 廃川敷地の位置

鳥取市丸山町三七二の一番地先から同市丸山町三六三番地先まで

鳥取市丸山町三九〇番地先

鳥取市丸山町大字東大屋二五二番地先から同市丸山町大字東大屋二六二番地先まで

四 一番地先まで

鳥取市丸山町大字西大屋一七二番地先から同市丸山町大字西大屋一五一番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地一二、四二六平方メートル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十七年五月二日

鳥取県教育委員会委員長 小田 大吉

- 一 日時 昭和四十七年五月九日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 鳥取県立博物館協議会委員の任命について
(2) その他

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第二号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条
 第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閱
 歴等を次のとおり告示する。

昭和四十七年五月二日

鳥取県地方労働委員会会長 下田 三子夫

氏名	生年月日	住 所	職 業	電話番号	経験及び履歴	委嘱年月日
下田三子夫	明治、四、五	鳥取市西町四丁目一一五	弁護士 税理士 鳥取県地方労働委員会委員	自宅 (鳥取)三三三六七	広島地方裁判所三次支部検事	昭三、二、二七
椋 貞男	明治、五、三	鳥取市寿町二五五	鳥取県地方労働委員会委員	自宅 (鳥取)三三三三八	鳥取県人事委員会委員 鳥取県出納長 日本赤十字社鳥取県支部事務局長	昭五、一、二五
四宮 守正	明治、一〇、一	鳥取市金沢一一三	日本海新聞社論説委員長	会社 (鳥取)三三三三三 自宅 (吉岡)三七	鳥取県立鳥取農業高等学校校長	昭四、四、三
田中 蓬篤	大正、一、七	鳥取市菖蒲四五五	鳥取大学教授	大学 (鳥取)六一〇三二 自宅 (鳥取)三三三三六	鳥取大学助教	昭四、四、二
北尾 才智	大正、三、三	西伯郡西伯町字原四九〇	鳥取県労働組合総評議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	県評 (鳥取)三三三三三 自宅 (西伯)五二六	鳥取県労働組合総評議会東部 地区評議会事務局長 私鉄中国地方労働組合日ノ丸 自動車支部執行委員長	昭五、三、二六

生田 満彦 昭八、八、六 鳥取市岩倉四一四の一七

鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会事務局長

地評 (鳥取)三一三九、
自宅 (鳥取)三一三六、三

山陰マスコミ共闘会議議長
日本海新聞労働組合執行委員長

昭四、四、三

森田 英治 昭〇、八、六 八頭郡用瀬町鷹狩五二二

全日本労働総同盟鳥取地方同盟書記長
中国電力労働組合鳥取地方協議会事務局長
鳥取県地方労働委員会委員

地方同盟 (鳥取)三一三二、
自宅 (鳥取)三一三二、
(用瀬)五二二

中国電力労働組合鳥取営業所支部副委員長

昭四、一〇、一六

谷口 富雄 大三、三、七 鳥取市浜坂一六一〇

鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会事務局次長

地評 (鳥取)三一三九、
自宅 (鳥取)三一三七、五

国鉄労働組合米子地方本部執行委員長
鳥取県地方労働委員会委員

昭四、三、三

清水 英雄 明六、三、七 鳥取市弥生町三八〇

大同木材株式会社取締役副社長
鳥取県経営者協会副会長
鳥取県地方労働委員会委員

会社 (鳥取)三一三九、
自宅 (鳥取)三一三〇、五

鳥取県地方木材株式会社参事
あつせん員候補者(昭二七、九一三二、一一)

昭三、三、三〇

鈴木 実 大九、八、二 鳥取市玄好町一〇四

鳥取県経営者協会専務理事
鳥取県地方労働委員会委員

協会 (鳥取)三一八四、
自宅 (鳥取)三一〇〇、三

日本海新聞社取締役論説委員長

昭七、三、二六

松浦 武儀 明三、〇、二 鳥取市二階町三丁目二一八

鳥取家具工業株式会社取締役社長

会社 (鳥取)三一四二、
自宅 (鳥取)三一四〇、六

鳥取県立第一中学校教諭
鳥取県地方労働委員会委員
あつせん員候補者(昭二七、九一三一、一一)

昭四、三、八

鈴木 敬直 大八、一、六 鳥取市立川町一丁目三四の一

鳥取商工会議所専務理事

会議所 (鳥取)三一五二、
自宅 (鳥取)三一六九、三

鳥取県経営者協会専務理事
鳥取県地方労働委員会委員

昭四、七、八

北岡 義尊 大五、二、六 倉吉市仲之町七六一

北岡病院院長
鳥取県地方労働委員会委員

病院 (倉吉)二二三七、
自宅 (倉吉)二二九〇

北岡病院副院長

昭四、三、八

小林 俊治 明三、八、二〇 倉吉市福庭三四四の五

倉吉北高等学校校長

高校 (倉吉)六一三三、
自宅 (倉吉)六一〇六、一

鳥取県立倉吉東高等学校校長
鳥取県立鳥取西高等学校校長

昭四、四、三

磯江 末夫 大二、六、三 東伯郡羽合町田後三四八の二

鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会事務局局長
羽合町議会議員
鳥取県地方労働委員会委員

地評 (倉吉)二二三三、
自宅 (羽合)一〇〇一

国鉄動力車労働組合上井支部委員長

昭元、一、三三

石田 登	中森 義人	小倉 勇	宇田 輝正	大坪 蔵六	勝部 可盛	尾平 正義	米田 光好	由谷 武之	井上 武	橋本 正
大四、四、一	大五、八、二	昭三、七、五	明四、三、六	大三、二、六	昭八、三、四	明三、三、〇	明四、二、〇	大六、七、三	大二、六、三	大四、〇、三
米子市皆生一六八四の三	米子市浦津二五三	米子市陰田町六〇五	米子市博労町四丁目一六四	米子市富益町六九六	米子市岩倉町七三	日野郡日野町福長九〇四	倉吉市鴨河内一〇二二	倉吉市余戸谷町二九九一の一	倉吉市駄経寺二四五	倉吉市福山九六
鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会副議長 博愛病院従業員組合執行委員長	国鉄労働組合米子地方本部書記長	鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会事務局次長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働相談員	大坪医院院長	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	神鋼機器工業株式会社総務部長	鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	全国金属労働組合神鋼機器工業支部支部執行委員長
病院 (米子)一三三三 自宅 (米子)三三三〇	地本 (米子)三二九七 自宅 (米子)七〇三六	地評 (米子)三三四二 自宅 (米子)三一五五	自宅 (米子)二七九四	医院 (米子)八一八〇〇 自宅 (米子)一七六六	自宅 (米子)三一四四 自宅 (米子)二二四八	自宅 (黒坂)〇三三	会社 (倉吉)六一三二 自宅 (倉吉)二二三四	会社 (倉吉)一五二〇 自宅 (倉吉)一三六三	組合 (倉吉)一三六〇	会社 (倉吉)六一三二
山陰医療労働組合協議会議長	国鉄労働組合米子地方本部委員長 鳥取県労働組合総評議会副会長	鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会事務局次長	米子市立成美小学校校長	鳥取県地方労働委員会委員あつせ 人員候補者(昭三一、一一一三六、一一一)	鳥取県立米子南高等学校校長	拓殖大学教授	神鋼機器工業株式会社労務課長	ヒシクラ醤油株式会社取締役	全日本労働組合総同盟鳥取地方同盟中部地区同盟議長	伯耆振興工業労働組合執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員あつせ、 人員候補者(昭二九、一〇一三六、一一一)
昭四、三、七	昭四、〇、三	昭四、三、六	昭四、四、二	昭四、三、七	昭四、四、三	昭四、八、六	昭五、三、六	昭七、三、六	昭七、三、六	昭四、三、七

藤井 敏郎

大二、二〇、六

米子市皆生二〇九三

株式会社山陰放送取締役
鳥取県地方労働委員会委員

会社
(米子)三一三二二
自宅
(米子)三一〇五五

株式会社山陰放送総務部長

昭四六、三、二六

小林 繁

大五、七、四

米子市久米町四五

米子機工株式会社取締役社長
株式会社米子鉄工所専務取締役
鳥取県地方労働委員会委員

会社
(米子)九一〇三二
会社
(米子)九一〇六一
自宅
(米子)三一四四四

株式会社米子鉄工所取締役

昭四〇、一、二四

安部三代治

明三、一〇、一

米子市久米町三一

山陰石油株式会社取締役
鳥取県経営者協会顧問

会社
(米子)三一三七一
自宅
(米子)三一七五五

鳥取県経営者協会副会長

昭三七、九、二七

芳村 尚之

大八、一〇、三

鳥取市相生町一丁目六〇九

鳥取県地方労働委員会事務局長

事務局
(鳥取)三一六八四
自宅
(鳥取)三一八〇九

鳥取県総務部総務管財課長

昭四〇、七、二五

沢田 吾郎

大六、六、三〇

鳥取市吉方温泉一丁目二二四

鳥取県地方労働委員会事務局次長

事務局
(鳥取)三一六八四
自宅
(鳥取)三一二九四八

鳥取県企画室参事

昭四〇、一〇、三

谷口 俊男

大三、二、二九

鳥取市雲山四八の四

鳥取県地方労働委員会事務局審査課長

事務局
(鳥取)三一六八四
自宅
(鳥取)三一五九四

鳥取県地方労働委員会事務局審査課課長補佐

昭四四、七、二六

原田 芳秋

大三、九、二

鳥取市掛出町五の三

鳥取県地方労働委員会事務局調整課長

事務局
(鳥取)三一六八四
自宅
(鳥取)三一三〇六

鳥取県地方労働委員会事務局調整課課長補佐

昭四六、一、二六